

(公印省略)

環 保 第 1663 号
令和 6 年 12 月 23 日

一般社団法人大分県産業資源循環協会 会長 殿

大分県生活環境部環境保全課長

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例等の一部改正について（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素から御協力いただき御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 1 日に宅地造成及び特定盛土等規制法（令和 4 年法律第 55 号。以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域が指定されることにより、県内において盛土規制法の運用が開始されます。

それに伴い、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成 18 年大分県条例第 41 号。以下「土砂条例」という。）及び大分県使用料及び手数料条例（昭和 31 年大分県条例第 27 号）を下記のとおり改正したので、お知らせします。

つきましては、貴団体会員への周知に御協力賜りますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

- ・ 目的や禁止行為から災害防止に関する規定を削除
- ・ 特定事業の許可基準等から構造に関する規定を削除
- ・ 常用漢字表への追加に伴い「たい積」を「堆積」に改正
- ・ 土壌汚染に係る基準を「安全基準」としていたが、「土砂基準」に名称変更
- ・ 許可事業者が毎月県に提出する土砂等管理台帳の写しを、事業の休止中（休止届を提出したもの）は提出不要とする（第 15 条）
- ・ 許可事業者が行う定期的水質検査について、水質検査を行うことができない場合に行う土壌検査の範囲を土砂等を堆積した区域に限るとする（第 16 条）
- ・ 許可申請手数料の変更
 - 新規許可 65,000 円 → 39,000 円
 - 変更許可 33,000 円 → 20,000 円
 - 譲受許可 33,000 円 → 20,000 円

2 公布及び施行の日

公布：令和6年12月23日

施行：令和7年5月1日（盛土規制法の運用開始日）

3 経過措置

- ・盛土規制法の区域指定前から行っている特定事業については、引き続き、改正前の土砂条例第4章の規定を適用する（第15条及び第16条は改正後を適用する）
ただし、盛土規制法の区域指定後、特定事業の計画を変更することにより盛土規制法の許可対象となり、法に基づく構造基準がかかるものについては、改正後の土砂条例を適用する
- ・罰則及び手数料（変更許可及び譲受許可）について、盛土規制法の区域指定前から行っている特定事業は、改正前の規定を適用する

4 その他（盛土規制法の手続き）

- ・盛土規制法の区域指定前に着手し、区域指定後も継続する事業は、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、区域指定日から21日以内に届出する必要がある
（問い合わせ先：土木建築部 都市・まちづくり推進課）

5 添付資料

- ・別紙1 改正の概要
- ・別紙2 土砂条例新旧対照表
- ・別紙3 大分県報（令和6年12月23日号外80号）※該当ページ抜粋
- ・別紙4 盛土規制法に関するお知らせ（届出について）

6 大分県ホームページ URL

「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（令和6年12月23日改正）について」

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/dosha-r6kaisei.html>

「盛土規制法の運用について」

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/morido-kaishi.html>

【担当】

水質対策班 中村、奈良

TEL：097-506-3117

FAX：097-506-1747

E-mail：a13350@pref.oita.lg.jp